

藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 藤枝市都市計画税条例（昭和 31 年藤枝市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 5 項中「若しくは第 4 5 項」を「、第 4 5 項若しくは第 4 8 項」に改める。

第 2 条 藤枝市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改め、附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 5 項」を「附則第 1 5 条第 4 4 項」に改め、附則第 1 5 項中「第 4 4 項、第 4 5 項」を「第 4 3 項、第 4 4 項」に、「第 4 8 項」を「第 4 7 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 22 号）の施行の日から施行する。